# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	高砂市 住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高砂市は、住民基本台帳の整備事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高砂市長

## 公表日

令和7年10月3日

[令和7年5月 様式3]

# 項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	<b>川添1)特定個人情報ファイル記録項目</b>
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(	

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを	取り扱う事務			
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務			
②事務の内容	高砂市(以下「本市」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、本市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、本市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対力をあめ、住民に関する副度を一元化し、もって、住民の利度を増進するとともに行政の近代化に対力をあり、本市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の居出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市区町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の一ド等を用いた本人確認 ①マイナポータルによる転出届または転入・転居の予約の受領 ①マイナポータルによる転出届または転入・転居の予約の受領 ①マイナポータルによる転出届または転入・転居の予約の受領 ①マイナポータルによる転出届または転入・転居の予約の受領 ①マイナポータルによる転出届または転入・転居の予約の受領 ①マイナポータルによる転出届または転入・転居の予約の受領 ①マイナポータルによる転出届または転入・転居の予約の受領 ①マイナポータルによる転出届または転入・転居の予約の受領 ①マイナポータルによる転出届または転入・転居の予約の受領 ②を開かる場合の番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード、特定個人情報の表しない。第35条(個人番号通常、の番号カード、関連事務の委任が記述する事務の一部の委任が認められている。 《選別財子》を記述しては、第35条(個人番号カード、第35条(個人番号カード、第35条(個人番号カード、特定の番号の表しない。第35条(個人番号カード、特定の番号の表しない。第35条(個人番号カード、特定の格別は、第35条(個人番号カード、特定の格別を表しないる。第35条(個人番号カード、特定の格別を表しないる。第35条(個人番号の表しないる。第35条(個人番号の表しないる。第35条(個人番号の表しないる。第35条(個人番号の表しないる。第35条(個人番号の表しないる。第35条(個人番号の表しないる。第35条(個人番号の表しないる。第35条(例の表しないるの表しないる。第35条(個人番号の表しないる。第35条(個人番号の表しないる。第35条(個人番号の表しないるの表しないる。第35条(例の表しないるの表しないる。第35条(例の表しないるの表しないる。第35条(例の表しないるの表しないる。第35条(例の表しないるの表しないるの表しないる。第35条(例の表しないるの表しないるの表しないる。例の表しないるの表しないるの表しないるの表しないる。例の表しないるの			
③対象人数	1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 [ 10万人以上30万人未満 ] 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満			
2. 特定個人情報ファイルをシステム1	取り扱う事務において使用するシステム			
(1システムの名称	住民票システム(「既存住基システム」と同義)			
リンヘノムの石が	ICC示ノヘ/A (「队行任本ンヘ/A ] C [□我 /			
②システムの機能	①住民基本台帳管理機能 : 異動処理機能および、異動入力された個人データを住民基本台帳として記録する機能 ②通知機能 : 住民票コード通知書の発行機能 ③証明書発行機能 : 住民票の写し、記載事項証明書などの各種証明書の発行機能 ④住基ネット連携機能 : 住基ネットへの本人確認情報の連携機能、転出証明書情報などの 市町村間の通知機能、個人番号の要求機能、個人番号通知書の送付先連携機能 ⑤庁内連携機能 : 庁内の各システムで、住登者を基礎データとして利用するための、宛名システムや他システムへの連携機能 ⑥庁外連携機能 : 住基ネットや法務省との庁外とのデータ連携を行い、各種通知情報の収受を行う機能 ⑦附票連携機能 : 住民票の記載等に応じ、戸籍電算システムへ附票情報等を連携する機能			
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ○ ] 庁内連携システム</li> <li>[ ○ ] 既存住民基本台帳システム</li> <li>[ ○ ] 死名システム等</li> <li>[ ○ ] その他</li> <li>( 住基GWシステム、戸籍電算システム、コンビニ交付システム</li> </ul>			

システム2~5					
システム2					
①システムの名称	住基GWシステム				
②システムの機能	①住基ネット連携機能 : 住基ネットへの本人確認情報の連携機能、転入通知・戸籍附票通知・転出証明書情報等の市区町村間の通知機能 ②在留カード等発行システム連携機能 : 在留カード等発行システムと連携し、法務省通知情報の取込、市町村通知情報の作成を行う機能 ③文字同定機能 : 住基ネットと既存住基との文字同定や在留カード等発行システムとのデータ連携時の文字コード変換機能				
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム				
③他のシステムとの接続	[ 〇 ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ 〇 ] 既存住民基本台帳システム				
(回じのクス) 立との 接続	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム				
	[ ]その他 ( )				
システム3					
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※後述の「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民 基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住 民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。				
②システムの機能	①本人確認情報の更新 : 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 ②本人確認 : 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 ③個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)。 ④本人確認情報検索 : 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑤機構への情報照会 : 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報限会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ⑥本人確認情報を受領する。 ⑥本人確認情報を受領する。 ⑥本人確認情報を受いて必要が重要がある。第2年とした本人確認情報のアイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 ⑦送付先情報通知 : 個人番号カード管理システムとの情報連携 : 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムとの情報連携 : 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムとの情報連携 : 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムとの情報連携 : 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムとの情報連携 :				
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ] 情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ O] 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>[ ] 既存住民基本台帳システム</li> <li>[ ] 税務システム</li> <li>[ O] その他 (住基GWシステム)</li> </ul>				

ı

システム4				
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)			
②システムの機能	①宛名管理機能 : 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能 : 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能 : 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④情報提供機能 : 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能 : 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。			
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム			
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ 〇]既存住民基本台帳システム			
の他のフステムとの接続	[〇] 宛名システム等 [〇] 税務システム			
	[〇]その他 (中間サーバー)			
システム5				
①システムの名称	中間サーバー			
②システムの機能	①符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報提供機能: 情報提供機能: 情報提供機能: 情報提供でシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム技続機能: 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供の窓、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能: セキュリティ管理機能: セキュリティ管理機能: セキュリティ管理機能: セキュリティ管理機能: ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能: ・がッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 ⑩システム管理機能: パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。			
③他のシステムとの接続	[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム			

システム6~10					
システム6					
①システムの名称	コンビニ交付システム				
②システムの機能	①住民票システム、戸籍電算システム、税務システムから証明書情報を連携する機能。 ②証明書自動交付機と連携して証明書自動交付を行う機能。				
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム				
@/\\	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ 〇] 既存住民基本台帳システム				
③他のシステムとの接続	[〇] 宛名システム等 [〇] 税務システム				
	[ ]その他 ( )				
システム7					
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能				
①住民向け機能 : 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ②地方公共団体向け機能 : 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能					
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム				
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム				
(3)他のクス) 女との接続	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム				
	[ ]その他 ( )				
システム11~15					
システム16~20					

#### 3. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル
- (2)本人確認情報ファイル
- (3)送付先情報ファイル

法令上の根拠

#### 4. 個人番号の利用 ※

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)

(平成25年5月31日法律第27号)

·第7条(指定及び通知)

・第16条(本人確認の措置)

・第17条(個人番号カードの交付等)

2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)

・第5条(住民基本台帳の備付け)

・第6条(住民基本台帳の作成)

·第7条(住民票の記載事項)

・第8条(住民票の記載等)

・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)

・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)

・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)

•第22条(転入届)

・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)

・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)

・第30条の10

(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

第30条の12

(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

#### 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※

 ①実施の有無
 1) 実施する
 2) 実施しない
 3) 未定

 <td rowspan="2" color="1" c

②法令上の根拠

(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)

<選択肢>

(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)

:なし

(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)

#### 6. 評価実施機関における担当部署

①<mark>部署</mark> 高砂市 市民部 市民窓口室 市民窓口課

②所属長の役職名<br/>市民窓口課長

7. 他の評価実施機関

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1)住民基本台帳ファイル

(1)住民基本台帳ファイル 						
2. 基本情報	— · · · · · ·					
①ファイルの種類 ※		<選択肢>				
②対象となる本人の数		<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上				
③対象となる本	大の範囲 ※	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された本市住民 ※住民基本台帳に記録されていたもので、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)され た者(以下「消除者」という。)を含む。				
その	)必要性	住民に関する市町村事務の処理の基礎として利用する ・住基法第7条において、住民基本台帳の記載項目と規定されるため ・番号法第19条 別表の事務において、符号の取得に利用するため				
④記録される項	目	<選択肢>				
主な	·記録項目 <u>※</u>	・識別情報				
その	妥当性	住民基本台帳を整備するため、住民基本台帳法の記載事項を保有				
全て	の記録項目	別添1を参照。				
5保有開始日		平成27年9月19日				
⑥事務担当部署	<b>署</b>	市民窓口課				

3. 特定個人情報の入手・使用				
①入手元 ※			[ 〇 ] 本人又は本人の代理人	
			[ 〇 ] 評価実施機関内の他部署 ( )	
			[ <b>O</b> ] 行政機関·独立行政法人等 (	
①人于元	**		[ <b>O</b> ] 地方公共団体·地方独立行政法人 ( )	
			[ ]民間事業者 ( )	
			[ 〇 ] その他 ( 自部署 )	
			[〇]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ	
②入手方:	法		[  ]電子メール     [〇]専用線     [〇]庁内連携システム	
	,		[  ]情報提供ネットワークシステム	
			[ ] その他 ( )	
③使用目	的※		住民基本台帳の整備	
©	H J /A		EXECUTION	
		使用部署	市民窓口課	
④使用の	主体		<選択肢>	
		使用者数	[ 10人以上50人未満 ] 1710人不過 2710人以上50人不過 2710人以上50人不過 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満	
			5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上	
⑤使用方法			1. 住民基本台帳への個人番号の記載および、住民票の写しなどの証明書への個人番号の記載 2. 本人への個人番号の通知(個人番号通知書を発行する機構への情報連携) 3. 再転入時などの同一人であることの識別キーとしての利用 4. 番号法第九条に基づく個人番号の利用のため	
情報の突合 窓口業務において本人確認書類に個人番号通知書、個人番号カードが使われた際に個人番号で行う。				
⑥使用開始日			平成27年10月5日	

4. 特	<b>非定個人情報ファイルの</b>	取扱いの委託				
委託の有無 ※		[       委託する       ]       <選択肢>         1) 委託する       2) 委託しない         (       2) 件				
委託	事項1	住民票システム等の保守運用				
①委詰	托内容	住民票システム・住基GWシステム・宛名管理システム・庁内連携システムの保守運用業務				
②委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1) 10人以上50人未満 1) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上				
③委訂	托先名	株式会社 さくらケーシーエス				
雨	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない				
再 委 託	⑤再委託の許諾方法					
	⑥再委託事項					
委託	事項2~5					
<b>委託事項2</b> 住民記録システムの入力事務						
①委託内容		届出や通知に基づく住民記録システムへの住民情報の入力、証明書の発行				
②委託先における取扱者数		<選択肢>				
③委言	<b>托先名</b>	株式会社KCSソリューションズ				
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない				
委託	⑤再委託の許諾方法					
	⑥再委託事項					
委託	事項6~10					
委託	事項11~15					
<b>未红</b>	委託事項16~20					

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)					
提供・移転の有無	[ <b>O</b> ] 提供を行っている ( 60 ) 件 [ <b>O</b> ] 移転を行っている ( 15 ) 件				
提供先1					
	番号法第19条第8号別表に定める情報照会者(別紙1参照)				
①法令上の根拠	·番号法第19条第8号別表(別紙1参照)				
②提供先における用途	番号法第19条第8号別表に定める事務(別紙1参照)				
③提供する情報	•住民票関係情報				
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。				
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線				
<b>◎相#</b> ★;+	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
⑥提供方法	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙				
	[ 〇 ] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)				
⑦時期·頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のある都度				
提供先2~5					
提供先2	各自治体				
①法令上の根拠	・番号法第19条第9号				
	・番号法第19条第9号に基づき、委員会規則で定めるもの				
②提供先における用途	・番号法第19条第9号に基づき、委員会規則で定めるもの				
②提供先における用途 ③提供する情報	・番号法第19条第9号に基づき、委員会規則で定めるもの ・住民票関係情報であって、委員会規則で定めるもの				
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	・住民票関係情報であって、委員会規則で定めるもの <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満				
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる	・住民票関係情報であって、委員会規則で定めるもの 〈選択肢〉 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	・住民票関係情報であって、委員会規則で定めるもの <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。				
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる	・住民票関係情報であって、委員会規則で定めるもの  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上  「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線				
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	・住民票関係情報であって、委員会規則で定めるもの  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上  「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。  [ 〇] 情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	・住民票関係情報であって、委員会規則で定めるもの  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上  「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム				
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲  ⑥提供方法	・住民票関係情報であって、委員会規則で定めるもの  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上  「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム				
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲  ⑥提供方法	・住民票関係情報であって、委員会規則で定めるもの  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上  「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム				
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる本人の数  ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲  ⑥提供方法  ⑦時期・頻度  提供先6~10	・住民票関係情報であって、委員会規則で定めるもの  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上  「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム				
3提供する情報  ④提供する情報の対象となる本人の数  ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲  ⑥提供方法  ⑦時期・頻度  提供先6~10  提供先11~15	・住民票関係情報であって、委員会規則で定めるもの  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上  「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム				
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる本人の数  ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲  ⑥提供方法  ⑦時期・頻度  提供先6~10  提供先11~15  提供先16~20	・住民栗関係情報であって、委員会規則で定めるもの				
3提供する情報  ④提供する情報の対象となる本人の数  ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲  ⑥提供方法  ⑦時期・頻度  提供先6~10  提供先11~15  提供先16~20  移転先1	・住民票関係情報であって、委員会規則で定めるもの				

④移転する情報の対象となる 本人の数	[ 10万人以上100万人未満	3) 10万人以	満 上10万人未満 J上100万人未満 以上1,000万人未満			
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	住民基本台帳への記載者					
	[ 〇 ] 庁内連携システム	[	]専用線			
<b>◎ 4</b>	[ ]電子メール	]	] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)			
⑥移転方法 	[ ] フラッシュメモリ	]	] 紙			
	[ ]その他 (			)		
⑦時期·頻度	随時					
移転先2~5	移転先2~5					
移転先6~10						
移転先11~15						
移転先16~20						
6. 特定個人情報の保管・消	去					
・生体認証で入退室管理を行っているサーバー室に設置した施錠可能なサーバーラック内のサーバーに保守している。 ・サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・サーバーの廃棄、返却等を行う場合は、サーバー内部の全ての情報を消去の上、復元不可能にする措置に 講じる。						
7. 備考						

## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

⑥事務担当部署

市民窓口課

#### 1. 特定個人情報ファイル名 (2)本人確認情報ファイル 2. 基本情報 <選択時> 1) システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ Γ システム用ファイル 1 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) \_ <選択肢> 1)1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 ②対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 本市の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された ③対象となる本人の範囲 ※ 者(以下「消除者」という。)を含む。 住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)にお その必要性 いて区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管 理・提供する必要があるため。 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 10項目以上50項目未満 Γ 1 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 識別情報 [〇]個人番号 [ ]その他識別情報(内部番号) [ ]個人番号対応符号 •連絡先等情報 [ 〇 ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ 〇 ] その他住民票関係情報 業務関係情報 主な記録項目 ※ ]健康•医療関係情報 ] 国税関係情報 [ ]地方税関係情報 ] 医療保険関係情報 Γ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ]介護·高齢者福祉関係情報 ]生活保護•社会福祉関係情報 [ ]雇用•労働関係情報 [ ]年金関係情報 [ ]学校·教育関係情報 ] 災害関係情報 [〇]その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報 ) 個人番号、5情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番 その妥当性 号、5情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。 全ての記録項目 別添1を参照。 ⑤保有開始日 2015/09/19

3. 特定個人情報の入手・使用					
①入手元 ※		[ ]本人又は本人の代理人			
		[ ]評価実施機関内の他部署 ( )			
		[ ]行政機関・独立行政法人等 ( )			
		[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )			
		[  ]民間事業者  (      )			
		[ 〇 ] その他 ( 自部署 )			
		[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ			
0		[  ]電子メール    [〇]専用線     [〇]庁内連携システム			
②入手方法		[ ]情報提供ネットワークシステム			
		[ <b>〇</b> ] その他 ( 住民票システム )			
③使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。			
使	使用部署	市民窓口課			
④使用の主体		<選択肢>			
使	使用者数	1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満			
		5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
⑤使用方法		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市区町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市区町村CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市区町村CS)。 ・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市区町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。			
情報の突		・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。			
⑥使用開始日		平成27年10月5日	٦		

4. 特	定個人情報ファイルの	取扱い	の委託					
委託の有無 ※		[	委託する (	1)件	<選択肢> 1)委託する	2) 委託しない		
委託	事項1	住基ネッ	小CSの保守					
①委託	七内容	住基ネッ	トCSのOS及びア	'プリケーショ	ンの保守作業			
②委託先における取扱者数		[	10人未満	]	<選択肢> 1)10人未満 3)50人以上 5)500人以」		2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託	<b></b>	株式会社	± さくらケーシー	エス				
再	④再委託の有無 ※	[	再委託しない	]	<選択肢> 1)再委託す	る 2) 再委託し	ない	
再委託	⑤再委託の許諾方法							
	⑥再委託事項							
委託事項2~5		-						
委託事項6~10								
委託	事項11~15							
委託	事項16~20							

5. 特定個人情報の提供・移	多転(委託に伴うものを除く。)						
提供・移転の有無	[O]提供を行っている ( 2)件 []移転を行っている ( )件						
DEIX ISTANS ISM	[ ] 行っていない						
提供先1	都道府県						
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)						
②提供先における用途	<ul><li>・市区町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。</li><li>・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。</li></ul>						
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日						
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>						
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。						
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ O ] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム )						
⑦時期·頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。						
提供先2~5							
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)						
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)						
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府 県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。						
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日						
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。						
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ]紙         [ ] その他       (住民基本台帳ネットワークシステム						
⑦時期·頻度							
提供先6~10							
提供先11~15							
提供先16~20							

移転先1					
①法令上の根拠					
②移転先における用途					
③移転する情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲					
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ]紙         [ ] その他 ( )       )				
⑦時期·頻度					
移転先2~5					
移転先6~10					
移転先11~15					
移転先16~20	移転先16~20				
6. 特定個人情報の保管・消	去				
・入退室管理を行っている部屋に設置した施錠可能なサーバーラック内のサーバーに保管している。 ・サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。					
7. 備考					

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

⑥事務担当部署

市民窓口課

#### 1. 特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 <選択時> 1) システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ Γ システム用ファイル 1 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> 1)1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 ②対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ③対象となる本人の範囲 ※ 本市の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) 番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号 通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 その必要性 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務) に基づき、これらの事務を実施する。 <選択肢> 1) 10項目未満 3) 50項目以上100項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 50項目以上100項目未満 ] 4) 100項目以上 ·識別情報 [O]個人番号 [ ]個人番号対応符号 [ ]その他識別情報(内部番号) 連絡先等情報 [ **〇** ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ ]連絡先(電話番号等) [ 〇 ] その他住民票関係情報 業務関係情報 主な記録項目 ※ ] 国税関係情報 [ ]地方税関係情報 ]健康•医療関係情報 ] 医療保険関係情報 [ ]児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 ]生活保護・社会福祉関係情報 [ ]介護·高齢者福祉関係情報 [ 「 〕年金関係情報 「 ] 学校·教育関係情報 Γ ]雇用•労働関係情報 ] 災害関係情報 「O ] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報 ) 個人番号、5情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) その妥当性 :機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する 事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うた めに、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録 する必要がある。 全ての記録項目 別添1を参照。 ⑤保有開始日 2015/10/03

3. 特定個人情	「報の入手・何	t用					
		[ ]本人又は本人の代理人					
		[ ]評価実施機関内の他部署 (					
0 w		[ ]行政機関・独立行政法人等 (	)				
①入手元 ※		[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 (	)				
		[  ]民間事業者  (	)				
		[ 〇 ] その他 ( 自部署	)				
		[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュ	.メモリ				
@ <b>7</b> + 14		[ ]電子メール [ 〇 ]専用線 [ 〇 ] 庁内連携システム					
②入手方法		[ ]情報提供ネットワークシステム					
		[ 〇 ] その他 ( 住民票システム	)				
③使用目的 ※		個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。					
	使用部署	市民窓口課					
④使用の主体		<選択肢>	-				
	使用者数	1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未					
		5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上					
⑤使用方法							
⑤使用方法		住民票システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機材する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(住民票システム→市町村CS又は電子記録媒体→値カード管理システム(機構))。	構が処理				
	の突合	送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機様する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(住民票システム→市町村CS又は電子記録媒体→個	構が処理 別人番号				

4. 特	定個人情報ファイルの	取扱い	の委託						
委託の有無 ※		[	委託する	1)	件	<選択肢> 1)委託する	2) 委託しない		
委託	事項1	住基ネ	ットCSの保守	1					
①委託	E内容	住基ネ	ットCSのOSス	えびアプリケ·	一ション	/の保守作業			
②委託先における取扱者数		[	10人:	未満	]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上 5) 500人以	ā	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会	社 さくらケー	-シーエス					
再	④再委託の有無 ※	[	再委託しな	:(\)		<選択肢> 1) 再委託す		ない	
再委託	⑤再委託の許諾方法								
	⑥再委託事項								
委託	事項2~5	-							
委託	事項6~10								
委託	事項11~15								
委託事項16~20									

5. 特定個人情報の提供・移	転(委託に伴うものを除く。)								
提供・移転の有無	[ <b>〇</b> ] 提供を行っている ( 1)件 [ ] 移転を行っている ( )件								
	[ ] 行っていない								
提供先1	2方公共団体情報システム機構(機構)								
①法令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)								
②提供先における用途	国人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき 国人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。								
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同上。								
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上								
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。								
⑥提供方法	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ]電子メール</li> <li>[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</li> <li>[ ] フラッシュメモリ</li> <li>[ ]紙</li> <li>[ 〇]その他</li> <li>(住民基本台帳ネットワークシステム</li> </ul>								
⑦時期·頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。								
提供先2~5									
提供先6~10									
提供先11~15									
提供先16~20									
移転先1									
①法令上の根拠									
②移転先における用途									
③移転する情報									

④移転する情報の対象となる 本人の数	[ ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲							
	[ ]庁内連携システム	[ ] 専用線					
<b>⑥移転方法</b>	[ ]電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
0/核粒介法	[ ] フラッシュメモリ	[ ]紙					
	[ ]その他 (	)					
⑦時期·頻度							
移転先2~5							
移転先6~10							
移転先11~15							
移転先16~20							
6. 特定個人情報の保管・消	6. 特定個人情報の保管・消去						
保管場所 ※ ・ 入退室管理を行っている部屋に設置した施錠可能なサーバーラック内のサーバーに保管している。 ・ サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。							
7. 備考							

#### (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

#### (1)住民基本台帳ファイル

1. 宛名番号、2. 住民票コード、3. 個人番号、4. 世帯番号、5. 氏名情報、6. 生年月日、7. 性別、8. 続柄、9. 住民となった年月日 住民となった届出年月日、10. 住民となった事由、11. 住民区分(日本人、外国人)、12. 世帯主情報、13. 現住所情報、14. 住所を定めた年月日住所を定めた届出年月日、15. 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報、16. 本籍・筆頭者情報、17. 備考欄履歴情報、18. 事実上の世帯主情報、19. 消除情報、20. 外国人住民となった年月日(外国人住民のみ)、21. 国籍(外国人住民のみ) 法30条45規定区分(外国人住民のみ) 在留カード等の番号(外国人住民のみ) 在留資格情報(外国人住民のみ)、22. 通称(外国人住民のみ) 通称の記載と削除関する事項(外国人住民のみ)、23. 個別記載情報、24. 転出予定者情報 除票住民票情報、25. 証明書発行履歴情報 異動履歴情報、26. 住基カード発行状況 個人番号カード等情報 在留カード等情報、27. 処理停止情報、28. 印鑑登録情報 印影情報 印鑑登録異動履歴 印鑑証明書発行履歴

#### (2)本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名 、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏、漢字、38. 旧氏、外字数、39. 旧氏、ふりがな、40. 旧氏、外字変更連番

#### (3)送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏

## Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

(1) 住民基本台帳ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

・受付マニュアル及び本人確認に関する要領に基づき、窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書 等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・届出書をシステムへ入力後、届出書とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ・住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できない仕組みとなっている。 ・庁内からの介護保険情報等の入手は、庁内連携システムを用いて行われ、対象者以外の情報が入手でき リスクに対する措置の内容 ない仕組みとなっている。 ・対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧 が行われないようにしている。 ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、 アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能としている。 <選択肢> Γ 十分である 1 2) 十分である リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている

3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### 3. 特定個人情報の使用

リスクへの対策は十分か

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

Γ

・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番 号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 リスクに対する措置の内容 ・他業務からアクセスされる、住民情報の基本情報を保持する住民マスタと、特定個人情報を含むデータベー スを切り離して管理している。

]

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

十分である

<選択肢> ユーザ認証の管理 行っている 1) 行っている 2) 行っていない ・住民票システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先に対し、個人ごとにユーザIDを割り当てるととも に、IDとパスワードによる認証を行っている。 具体的な管理方法 ・ユーザID及びパスワードについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。 ・住民票システムを使用できる端末に対し、使用者が所持するカードによる認証及びID/パスワードによる認

その他の措置の内容

証を必要とする二要素認証を実装している。

<選択肢>

1) 特に力を入れている

3) 課題が残されている

2) 十分である

・なりすまし防止策への対応として、一定時間経過すると住民票システムから自動ログアウトする仕組みを実 装している。

リスクへの対策は十分か		十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である				
特定個	特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない								
リスク	: 委託先における不正な	使用等の	リスク						
	忍約書中の特定個人情報 レの取扱いに関する規定	]	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない			
	規定の内容	·特定個。 ·特定個。 ·情報漏	利用の禁止 人情報の閲覧者・更新 人情報の提供の禁止 曳を防ぐための保管管 なじて委託先の視察・!	理に責任を	負う				
	E先による特定個人情報 レの適切な取扱いの担保	Г	再委託していない	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない			
	具体的な方法								
その他	の措置の内容								
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である			
特定個	国人情報ファイルの取扱い	の委託に	おけるその他のリスク	'及びそのリ	スクに対する措置				
5. 特	定個人情報の提供・移転	(委託や作	青報提供ネットワーク	システムを選	<b>重じた提供を除く。)</b>	[ ]提供・移転しない			
リスク	: 不正な提供・移転が行	われるリス	くク		432 1004				
特定個 関する	国人情報の提供・移転に ルール	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない			
	ルールの内容及びルー ル遵守の確認方法	特定個人	情報は、番号法関係	法令の規定	に該当するか確認のうえ提供・移	転する。			
その他	その他の措置の内容 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を 厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。								

リスクへの対策は十分か	[ 十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委 置	託や情報提供ネットワークシステ	-ムを通じた提供を除く。)におけるそ	の他のリスク及びそのリスクに対する措
	連携システム上で自動化されてい ム上でログが保存され、チェックで	いて、各システムへのアクセスは権限 ごきる仕組みとなっている。	のある者に特定している。
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[〇]接続しない(入	手) [ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行わ	っれるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	<選択肢> ] 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われ	るリスク		
リスクに対する措置の内容	施した職員、時刻、操作内容等 <番号連携サーバの運用に記・ ・番号連携サーバの職員配在 ・番号連携サーバの職員配在 ・番号連携サーバの職員配在 ・番号連携サーバの職員配在 ・番号連携サーバの職員により、そののでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つ	権限管理機能により、ログイン時の限の記録が実施されるため、不適切なける措置>権限管理において、人事異動や権限を担保している。 おける措置>青報提供ネットワークシステムに納した特定の人情報の提供の要報提供ネットワークシステムに納めるをは、中間サーバーの要報提供をおいて、と特定の人情報の提供のの経済を担けるといる。といる方に自動応されるで、といるの記録が実施されるため、不適切なないる。といる。といるを使用した特定個人情報の照にいる。といるの認証と職員に付与された権限の認証と職員に付与された権限の認証と職員に付与された権限の認証と職員に付与された権限の認証と職員に付与された権限の認証と職員に付与された権限の認証と職員に付与された権限の認証と職員に付与された権限の認証と職員に付与された権限の認証と職員に付与された権限の認証と職員に付与された権限の表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	行う際には、情報提供ネットワークシステ 受領し、照会内容に対応した情報を自動
リスクへの対策は十分か	[ 十分である	<選択肢>    (選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### <番号連携サーバのソフトウェアにおける措置>

- ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。
- ②番号連携サーバは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。
- ③番号連携サーバと自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

#### <番号連携サーバの運用における措置>

①番号連携サーバの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を 担保している。

#### <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

#### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間 サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

#### <中間サーバーの運用における措置>

①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

#### 7. 特定個人情報の保管・消去

#### リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知		[	十分に行	っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[ <del>š</del>	発生なし	]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容						
	再発防止策の内容						
その他の措置の内容		·停電に。	よるデータバ		かに、電子	の施錠可能なラック内に設置して 計算機に無停電装置を整備して	
リスクへの対策は十分か		[	十分で	 である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

#### 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 業務端末からデータ書き出しができないように制御している。
- ・バックアップデータの媒体は専用コンテナに施錠収納し、県外のデータ保管施設に保管している。
- ・サーバ、端末機器、記録媒体等の廃棄時には、情報を消去し復元不可能な状態にすることとしている。

8. 監	8. 監査							
実施の有無		[ 〇 ] 自己点検	[ ]内部監査	[ ]外部監査				
9. 従	業者に対する教育・啓	· 発						
従業者に対する教育・啓発		[ 十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ 3)十分に行っていない	ている 2) 十分に行っている				
	具体的な方法	・職員に対して、初任時及び定期	的に個人情報保護並びに情報セキ	テュリティに関する研修を行う。				
10.	10. その他のリスク対策							

## Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

(2) 本人確認情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 : 本人確認情報の入手元は住民票システムに限定されるため、住民票システムへの情報の登録の際に、届 出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者 以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 : 平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSに リスクに対する措置の内容 おいて住民票システムを通じて入手することととされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保 する。 :正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う 際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合 わせ)の指定を必須とする。 <選択肢> ] 十分である リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置 :市区町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 : 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システ リスクに対する措置の内容 ムと市区町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市区町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア 以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できな いよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。 <選択肢> ] 十分である 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーサ	「認証の管理	[	行っている	]	く選択版 <i>&gt;</i> 1) 行っている	2) 行っていない
		るとと	さもに、生体認言	Eによ	-クシステムを利用する必要がある対象者を特定し る認証を行っている。 発作者の権限等に応じたアクセス権限が付与される	

/说中吐>

その他の措置の内容	・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 :システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 :担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 :システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 :職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 :システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	<選択肢> [ 十分である ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

#### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ] 委託しない						
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク						
	忍約書中の特定個人情報 レの取扱いに関する規定	[	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	規定の内容						
	€先による特定個人情報 レの適切な取扱いの担保	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない		
	具体的な方法						
その他	也の措置の内容						
リスク	への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
特定個	国人情報ファイルの取扱い	の委託におけるその他のリスク	及びそのリ				

5. 特	定個人情報の提供・移転	(委託や情報技	是供ネットワークシス	.テムを道	<b>値</b> じた提供を除く。)	[	]提供・移転しない	
リスク	リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク							
	国人情報の提供・移転に ルール	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	めていない	
	ルールの内容及びルー ル遵守の確認方法	特定個人情報	は、番号法関係法令	か規定	に該当するか確認のうえ提供・	·移転する	0	
その他の措置の内容 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有す 厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。					7セス権限」を有する者を			
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) +	分である	

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置
- :相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。
- ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置
- :システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。

また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。

- ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置
- :相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。

6. 情報提供ネットワークシス	ステムとの接続	[〇]接続しない(入手	) [ O ] 接続しない(提供)				
リスク1: 目的外の入手が行わ	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>1)特に力を入れている</li><li>3)課題が残されている</li></ul>	2) 十分である				
リスク2:不正な提供が行われる	るリスク						
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	Г	(選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				
情報提供ネットワークシステムと	この接続に伴うその他のリスク及びそ	のリスクに対する措置					

7. 特定個人情報の保管・消去					
リスク	: 特定個人情報の漏えし	い滅失・毀損リスク			
①事故知	女発生時手順の策定・周	[ 十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ <sup>*</sup> 3)十分に行っていない	ている 2) 十分に行っている	
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関す 事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	
	その内容				
	再発防止策の内容				
その他	・サーバーは入退室管理を行っている部屋の施錠可能なラック内に設置している。 ・停電によるデータ消失を防ぐために、電子計算機に無停電装置を整備している。 ・定期的にバックアップを行っている。				
リスク	への対策は十分か	[ 十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定個	国人情報の保管・消去によ	らけるその他のリスク及びそのリスク	クに対する措置		
・バックアップデータの媒体は専用コンテナに施錠収納し、県外のデータ保管施設に保管している。 ・サーバ、端末機器、記録媒体等の廃棄時には、情報を消去し復元不可能な状態にすることとしている。					

8. 監	8. 監査						
実施の有無		[〇]自己点検	[ ]内部監査 [ ]外部監査				
9. 従	業者に対する教育・啓	· 発					
従業者に対する教育・啓発		[ 十分に行っている	<選択肢>  1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っ 3)十分に行っていない	っている			
	具体的な方法	間毎に、必要な知識の習得に資す	上派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、礼 するための研修を実施するとともに、その記録を残している 、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を	) )。			
10. ਵ	その他のリスク対策						

## Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

(3) 送付先情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置 : 送付先情報の入手元は住民票システムに限定されるため、住民票システムへの情報の登録の際に、届出 /申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以 外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 リスクに対する措置の内容 : 平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSに おいて住民票システムを通じて入手することととされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保 :正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う 際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合 わせ)の指定を必須とする。 <選択肢> [ 十分である ] 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

	・宛名システム等における措置 :市区町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。				
リスクに対する措置の内容	・事務で使用するその他のシステムにおける措置 : 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市区町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市区町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア 以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。				
	<選択肢>				
リスクへの対策は十分か	1) 特に力を入れている 2) 十分である				
	3) 課題が残されている				
	ニーフタレフを明のない中央体)によってエンは中されてリフタ				

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理		「 行っている ]	1	<選択肢>		
	が配の自生	L	11.7 (0.0)	J	1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	るとと	ともに、生体認識	証による認証を		特定し、個人ごとにユーザIDを割り当て 手されるよう管理している。

その他の措置の内容	・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 :システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 :担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 :システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 :職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 :システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	<選択肢> [ 十分である ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

#### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ] 委託しない						
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク						
	忍約書中の特定個人情報 レの取扱いに関する規定	[	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	規定の内容						
	€先による特定個人情報 レの適切な取扱いの担保	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない			
	具体的な方法						
その他	也の措置の内容						
リスク	への対策は十分か	Г	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
特定個	国人情報ファイルの取扱い	の委託におけるその他のリスク及び	 ゾそのリ	スクに対する措置			

5. 符	定個人情報の提供・移転	(安託や情報	提供イツトリーク	ン人ナムを』	<b>囲した提供を除く。</b> )	しまり しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう
リスク	:不正な提供・移転が行	われるリスク				
特定個関する	国人情報の提供・移転に ルール	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及びルー ル遵守の確認方法	特定個人情報	服は、番号法関係	法令の規定	に該当するか確認のうえ扱	₹供・移転する。
その他の措置の内容 「サーバ室等への入」 厳格に管理し、情報の						ステムへのアクセス権限」を有する者を
リスクへの対策は十分か		[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置
- :相手方(個人番号カード管理システム)と市区町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。
- ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置
- :システム上、住民票システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供・移転することを担保する。
- ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置
- :相手方(個人番号カード管理システム)と市区町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。

6. 情報提供ネットワークシス	ステムとの接続	[〇]接続しない(入手	) [ O ] 接続しない(提供)				
リスク1: 目的外の入手が行わ	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>1)特に力を入れている</li><li>3)課題が残されている</li></ul>	2) 十分である				
リスク2:不正な提供が行われる	るリスク						
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	Г	(選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				
情報提供ネットワークシステムと	この接続に伴うその他のリスク及びそ	のリスクに対する措置					

7. 特定個人情報の保管・消去								
リスク	リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク							
①事故発生時手順の策定・周 知		[	十分に行	<sub>すっている</sub>	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	1		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし	
	その内容							
	再発防止策の内容							
その他	也の措置の内容	・停電		消失を防ぐた	とめに、電子	の施錠可能なラック内に設置して 計算機に無停電装置を整備して		
リスクへの対策は十分か		[	十分	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
特定個	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

- ・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置
- :本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、 一定期間経過後に削除する仕組みとする。また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。
- ・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置
- :システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。

8. 監査	8. 監査					
実施の	有無	[〇]自己点検	[ 〇 ] 内部監査	[ ]外部監査		
9. 従業	9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発		[ 十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を. 3)十分に行	入れて行っている 2) 十分に行っている		
Ī	具体的な方法	間毎に、必要な知識の習得に資す	するための研修を実施す	i、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期 するとともに、その記録を残している。 要な知識や技術を習得させる研修を実施するととも		
10. そ	10. その他のリスク対策					

# Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求先	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市役所 総務部 総務室 総務課 情報公開担当 079-443-9068(直通)				
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。				
③法令による特別の手続					
④個人情報ファイル簿への不 記載等					
2. 特定個人情報ファイルの	取扱いに関する問合せ				
①連絡先	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市役所 市民部 市民窓口室 市民窓口課 079-441-7180(直通)				
②対応方法	電話による対応を受け付ける。				

## V 評価実施手続

<b>・ ロードロンへから 3 何か</b>	
1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年10月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	の聴取【任意】
①方法	
②実施日·期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

# (別添2)変更箇所

(加)	)変更箇所 「 <sub>項目</sub>	変更前の記載	変更後の記載		提出時期に係る説明
	I-6-② 所属長	市民課長 山本 加奈子	健康市民室長兼市民課長事務取扱 増田 浩之	事後	異動により
平成30年4月23日	Ⅰ-6-② 所属長	健康市民室長兼市民課長事務取扱 増田 浩之	市民課長 山内 邦雄	 事後	異動により
 令和1年6月6日	I-5-② 法令上の根拠	117、120 削除	74、85の2、119 追加	 事後	見直しによる軽微な修正
 令和1年6月6日	Ⅰ-6-② 所属長	  市民課長 山内 邦雄	市民課長	事後	見直しによる軽微な修正
 令和2年7月22日	I-5-② 法令上の根拠	119削除	97、107、120 追加	 事後	見直しによる軽微な修正
<del></del> 令和2年7月22日	┃  V 評価実施手続	平成29年1月1日	令和2年4月1日	 事後	見直しによる修正
令和3年7月28日	Ⅰ-5-② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	事後	番号法改正により(令和3年9 月1日施行)
 令和3年7月28日	Ⅰ-6-① 部署	高砂市 健康文化部 健康市民室 市民課	高砂市 市民部 市民窓口室 市民窓口課	 事後	組織改正により
令和3年7月28日	Ⅰ-6-② 所属長の役職名	市民課長	市民窓口課長	事後	組織改正により
令和3年7月28日	Ⅱ-2-⑥ 事務担当部署	市民課	市民窓口課長	事後	組織改正により
令和3年7月28日	Ⅱ-3-④ 使用部署	市民課	市民窓口課長	事後	組織改正により
令和3年7月28日	Ⅱ-5 提供先1 ①法令上の根拠②提供先にお ける用途	者(別紙1参照) ①番号法第19条第7号別表第二(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照) ①番号法第19条第8号別表第二(別紙1参照) ②番号法第19条第8号別表第二に定める事務(別紙1参照)	事後	番号法改正により(令和3年9 月1日施行)
	Ⅱ-5 提供先2 ①法令上の根拠②提供先にお ける用途	①番号法第19条第14号 ②番号法第19条第14号に基づき、委員会規則で 定めるもの	①番号法第19条第9号 ②番号法第19条第9号に基づき、委員会規則で定めるもの	事後	番号法改正により(令和3年9 月1日施行)
令和3年7月28日	Ⅲリスク対策6リスクに対する措 置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、 照会・提供可能な特定個人情報をリスク化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスク化したもの。	事後	番号法改正により(令和3年9 月1日施行)
令和3年7月28日	Ⅳ-1-① 請求先	企画総務部 秘書広報広聴室 情報公開担当	総務部 総務室 総務課 情報公開担当	事後	組織改正により
令和3年7月28日	Ⅳ-2-① 連絡先	健康文化部 健康市民室 市民課	市民部 市民窓口室 市民窓口課	事後	組織改正により
令和3年7月28日	∇-1-① 実施日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	見直しによる修正
令和4年7月31日	I-1-② 内容	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)の規定により機構に対して事務の一部を委任するため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、③の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	見直しによる軽微な修正
令和4年7月31日	I −2−② システムの機能	④住基ネット連携機能 : 住基ネットへの本人確認情報の連携機能、転出証明書情報などの 市町村間の通知機能、個人番号の要求機能、通知カードの送付先連携機能	④住基ネット連携機能 : 住基ネットへの本人確認情報の連携機能、転出証明書情報などの 市町村間の通知機能、個人番号の要求機能、個人番号通知書の送付先連携機能	事後	見直しによる軽微な修正
令和4年7月31日	Ⅰ-5-② 法令上の根拠	第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、2 1、23、27、30、31、34、35、37、38、39、4 0、42、48、53、54、57、58、59、61、62、6 6、67、70、74、77、80、84、85の2、89、9 1、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、11 6、117、120) 【別表第二における情報照会の根拠】なし ※住民基本台帳に関する事務において情報提供		事後	見直しによる軽微な修正
令和4年7月31日	Ⅱ-3-⑤ 使用方法	2. 本人への個人番号の通知(通知カードを発行する機構への情報連携)	2. 本人への個人番号の通知(個人番号通知書を 発行する機構への情報連携)	事後	見直しによる軽微な修正
令和4年7月31日	Ⅱ-3-⑤ 使用方法 情報の突 合	窓口業務において本人確認書類に通知カード、個 人番号カードが使われた際に個人番号で単件検 索を行う。	窓口業務において本人確認書類に個人番号通知 書、個人番号カードが使われた際に個人番号で単 件検索を行う。	事後	見直しによる軽微な修正

令和4年7月31日	Ⅱ-2-③対象となる本人の範囲 その必要性	えに交付することとされていることから、合わせ	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。	事後	見直しによる軽微な修正
令和4年7月31日	Ⅱ-2-④ 記録される項目 主な 記録項目	通知カード及び交付申請書の送付先の情報	個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報	事後	見直しによる軽微な修正
令和4年7月31日	II-2-④ 記録される項目 その 妥当性	定された項目を記録する必要がある。 ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) ・機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書のほか、個人番号通知書及び交付申請書の	事後	見直しによる軽微な修正
令和4年7月31日	Ⅱ-3-③ 使用目的	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構	事後	見直しによる軽微な修正
令和4年7月31日	Ⅱ-3-③ 使用方法	報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関	住民票システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(住民票システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	見直しによる軽微な修正
令和4年7月31日	Ⅱ-5 提供・移転の有無	提供を行っている ( 57 )件 移転を行っている ( 14 )件	提供を行っている ( 58 )件 移転を行っている ( 17 )件	事後	見直しによる軽微な修正
令和4年7月31日	Ⅱ-5-① 法律上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書 及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	見直しによる軽微な修正
令和4年7月31日	Ⅱ-5-② 提出先における用途	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務) に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷 し、送付する。	事後	見直しによる軽微な修正
令和4年7月31日	Ⅱ-5-⑦ 時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	使用開始日から個人番号通知書送付までの一定 の期間に、番号法施行日時点における住民の送 付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人 番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	事後	見直しによる軽微な修正
令和4年7月31日	V-1-① 実施日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	見直しによる修正
令和5年7月24日	I-1-② 事務の内容	本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人 情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ①~⑩(略)	本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)①~⑪(略)①マイナポータルによる転出届または転入・転居の予約の受領②マイナポータルより受領した転出届または転入・転居予約の確認及びサービス検索・電子申請を用いた申請処理状況(処理中・完了・却下など)の更新、お知らせ機能での通知	事後	見直しによる軽微な修正
令和5年7月24日	システム3 I-2-① システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	住民基本台帳ネットワークシステム ※後述の「3. 特定個人情報ファイル名」に示す 「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイ ル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成 要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされてい るため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステ ムの内の市町村CS部分について記載する。	事後	見直しによる軽微な修正

	T	T	T		1
令和5年7月24日	システム3 I-2-② システムの機能	③個人番号カードを利用した転入(特例転入):転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 ④本人確認情報検索:統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。(略) ⑦送付先情報通知:個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類、個人番号カード交付申請書」という。)等)を送付する本の、既存住基されている者の送付ま本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	③個人番号カードを利用した転入(特例転入):個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)。④本人確認情報検索:統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。(略) ⑦送付先情報通知:個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事後	見直しによる軽微な修正
令和5年7月24日	システム7 I -2-① システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事後	見直しによる軽微な修正
令和5年7月24日	システム7 I-2-② システムの機能		①住民向け機能 : 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ②地方公共団体向け機能 : 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事後	見直しによる軽微な修正
令和5年7月24日	I-4 法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)	事後	見直しによる軽微な修正
令和5年7月24日	(1)住民基本台帳ファイル Ⅱ-5 提供・移転の有無	移転を行っている ( 17 )件	移転を行っている ( 14 )件	事後	見直しによる軽微な修正
令和5年7月24日	(2)本人確認情報ファイル Ⅱ-3-⑤ 使用方法	・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	見直しによる軽微な修正
令和5年7月24日	(3)送付先情報ファイル Ⅱ-2-③ 対象となる本人の範 囲 その必要性		する必要がある。 また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。	事後	見直しによる軽微な修正
令和5年7月24日	(3)送付先情報ファイル Ⅱ-3-③ 使用目的	人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	見直しによる軽微な修正
令和5年7月24日	(3)送付先情報ファイル Ⅱ-5-⑦ 時期・頻度	使用開始日から個人番号通知書送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個 人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	見直しによる軽微な修正
令和5年7月24日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (2)本人確認情報ファイル	生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラ	(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更	事後	見直しによる軽微な修正

(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)						
1-0-2	令和5年7月24日	ル記録項目	1. 送付先管理番号、2. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字項目長、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先任所 漢字外字数、6. 送付先任所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字、8. 当时村口一片、10. 市町村名、12. 市町村日所 項目長、14. 市町村住所 外字数、16. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村は場所名、19. 2. 交付場所名 外字数、20. 交付場所銀所ので付場所ので付場所ので付場所ので付場所ので付場所ので付場所ので付場所ので付場	1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先任所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村田番号、12. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村住所系15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵子、17. 交付場所名 外字数、24. 交付場所到上、21. 交付場所通用是、22. 交付場所所面,如一下送付場所。31. 次付場所的人。21. 交付場所的人。21. 交付場所的人。21. 交付場所的人。21. 交付場所的人。21. 交付場所的人。21. 交付場所的人。32. 力一下送付場所,31. 为一下送付場所,31. 为一下送付場所,31. 为一下送付場所,31. 为一下送付場所,31. 以前的人。35. 操作者ID、36. 操作所、31. 以前时间,35. 操作者ID、36. 操作所,37. 项目表、40. 氏名 漢字、41. 氏名 次公、44. 时间上、35. 操作者区、45. 住所,47. 個人表面,以前的人。51. 第30条の45に規定する区,44. 任所,47. 個人表面,以前的人。51. 第30条の45に規定する区,44. 任何外字数、48. 生年月日、49. 性别、50. 個人在在外字数、48. 生年月日、49. 性别、50. 個人在在外字数、48. 生年月日、49. 性别、50. 個人在在外字数、48. 生年月日、49. 性别、50. 信人不可以与关键。51. 第30条の45に規定する区,41. 氏有关的一个人。51. 第30条の45に規定する区,45. 代替文字之,61. 外字水分一、61. 外字水分一、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字変更連番、66. 口一マ	事後	見直しによる軽微な修正
2 2 ( ) の	令和5年7月24日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリ	収納し、県外のデータ保管施設に保管している。 ・サーバ、端末機器、記録媒体等の廃棄時には、 情報を消去し復元不可能な状態にすることとして	リスクへの措置 :本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル) は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 ・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 :システム上、保管期間の経過した特定個人情報	事後	見直しによる軽微な修正
	令和5年7月24日	V-1-① 実施日	2022/4/1	2023/4/1	事後	見直しによる修正
#報号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供)	令和7年2月26日	I-1-② 事務の内容	の交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対	の交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対	事後	見直しによる軽微な修正
<sup>令和7年2月26日</sup> ③ その必要性       の取得に利用するため       海に利用するため       事後       法令改正に伴う変更         (日本和7年2月26日)       日(住民基本台帳ファイル)-5-       提供を行っている(58)件       提供を行っている(60)件       事後       法令改正に伴う変更	令和7年2月26日	Ⅰ-5-② 法令上の根拠	制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含 まれる項 (項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、2 3、27、30、31、34、35、37、38、39、40、4 2、48、53、54、57、58、59、61、62、66、6 7、70、74、77、80、84、85の2、89、91、9 2、94、96、97、101、102、103、105、10 6、107、108、111、112、113、114、116、 117、120) 【別表第二における情報照会の根拠】 なし ※住民基本台帳に関する事務において情報提供	制限) 及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供	事後	見直しによる軽微な修正
	令和7年2月26日				事後	法令改正に伴う変更
	令和7年2月26日				事後	法令改正に伴う変更

		T	·		1
令和7年2月26日		番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表に定める情報照会者 (別紙1参照)	事後	法令改正に伴う変更
令和7年2月26日	II (住民基本台帳ファイル)-5- 提供先1-① 法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(別紙1参照)	·番号法第19条第8号別表(別紙1参照)	事後	法令改正に伴う変更
令和7年2月26日	II (住民基本台帳ファイル)-5- 提供先1-② 提供先における用途	・番号法第19条第8号別表第二に定める事務(別 紙1参照)	・番号法第19条第8号別表に定める事務(別紙1 参照)	事後	法令改正に伴う変更
令和7年2月26日	Ⅱ(住民基本台帳ファイル)-5- 移転先1	番号法第9条第1項別表第1に定める事務または 同条第2項の規定により定める番号 利用条例に掲げる事務を実施する者(別紙2参 照)	番号法第9条第1項別表に定める事務または同条 第2項の規定により定める番号 利用条例に掲げる事務を実施する者(別紙2参 照)	事後	法令改正に伴う変更
令和7年2月26日	II(住民基本合帳ファイル)-3-  移転先1-② 移転先における用	番号法第9条第1項別表第1に定める事務または 同条第2項の規定により定める番号 利用条例に掲げる事務を実施する者(別紙2参 照)	番号法第9条第1項別表に定める事務または同条 第2項の規定により定める番号 利用条例に掲げる事務を実施する者(別紙2参 照)	事後	法令改正に伴う変更
令和7年2月26日	Ⅳ-2-① 連絡先	079-443-9019(直通)	079-441-7180(直通)	事後	見直しによる軽微な修正
令和7年2月26日	V-1-① 実施日	令和5年4月1日	令和6年10月1日	事後	見直しによる軽微な修正
令和7年10月1日	V-1-① 実施日	令和6年10月1日	令和7年10月1日	事後	見直しによる軽微な修正
令和7年10月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 -2基本情報-④記録される項目	4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、 住所)	事後	法令改正に伴う変更